

FCG 中華圏 ニュースレター

北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台北・台中・香港



FAIR CONSULTING
GROUP

2026年1月1日 No. 209 (毎月1日発行)

法人税申告期限の延長

1. 法人税申告期限の延長

香港税務局は2025年12月19日、Code Mに分類される決算日が1月1日から3月31日までの法人かつ、それらの法人に損失が出ている場合について、2024/25年度の法人税申告期限を2026年2月2日から2月13日まで延長すると発表しました。

なお、香港税務局は今回の申告期限の延長に関わらず、できる限り早めに申告書の提出を行うことを推奨しています。

会社の決算期	本来の税務申告期限	再延長後の申告期限
1月～3月 (Code M) (損失会社の特例)	2026年2月2日	2026年2月13日

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心16樓1629A-30室

電話: +852-2156-9698

担当: 山口 (YAMAGUCHI) 日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。